

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の職の設置に関する規則の一部改正
技能労務職員の給与に関する規則
- ◇訓令 鳥取県新市町村建設促進援助規程
- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定
国民健康保険条例制定認可
理容師・美容師試験の実施
米飯提供業者の登録
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十五号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中「（二十二）技工長」の次に「（二十三）タイピスト主任（二十四）准看護婦（二十五）汽缶士（二十六）水夫」を加える。
- 第三条第二項中「（八）汽缶士（九）常農夫（十）業手（十一）水夫（十二）道路手」を「（八）常農夫（九）業手（十）道路手（十一）給仕」に改める。

附則

この規則、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表第一 技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	9,200	9	5,700	6	5,300	6
2	9,700	9	5,800	6	5,400	6
3	10,300	9	5,900	6	5,500	6
4	10,900	9	6,000	6	5,600	6
5	11,500	9	6,200	9	5,700	6
6	12,100	9	6,500	9	5,800	6
7	12,700	9	6,800	9	5,900	6
8	13,300	9	7,100	9	6,000	6
9	13,900	12	7,400	9	6,200	9
10	14,500	12	7,800	9	6,500	9
11	15,100	12	8,200	9	6,800	9
12	15,700	12	8,700	9	7,100	9
13	16,300	12	9,200	9	7,400	12
14	16,900	12	9,700	12	7,800	12
15	17,500	15	10,300	12	8,200	12
16	18,100	15	10,900	12	8,700	12
17	18,700	15	11,500	12	9,200	12
18	19,300	15	12,100	12	9,700	15
19	19,900	15	12,700	15	10,300	15
20	20,500	15	13,300	15	10,900	15
21	21,100	15	13,900	15	11,500	15
22	21,700	18	14,500	15	12,100	15
23	22,300	18	15,100	15	12,700	15
24	22,900	18	15,700	15	13,300	15
25	23,500	18	16,300	15	13,900	15
26	24,100		16,900	15	14,500	15
27			17,500	15	15,100	15
28			18,100	18	15,700	15
29			18,700	18	16,300	18
30			19,300	18	16,900	18
31			19,900	18	17,500	18
32			20,500		18,100	18
33					18,700	

鳥取県規則第四十六号

技能労務職員の給与に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号、以下「技能労務職員の給与条例」という。)に基き、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めることを目的とする。

(給料表)

第二条 給料表は、別表第一のとおりとし、給料表の適用範囲は、次の職にある者で、吏員以外のものとする。

守衛、小使、清掃夫、運転手、交換手、技工、炊事夫、常農夫、業手、道路手、給仕

2 知事は、別表第二の職務の等級の分類基準に従い、すべての職員の職務の等級を決定し、前項の給料表に準じ給料を職員に支給するものとする。

(昇給の基準)

第三条 職員の昇給については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号、以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。

(手当の額及び給与の支給方法等)

第四条 扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額及び給与の支給方法並びに休職者の給与及び勤務一時間当り給与額等については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(特殊勤務手当)

第五条 特殊勤務手当は、傳染病防疫作業従事職員に支給する。

2 前項の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、給与条例の適用を受ける者の例による。

附則別表第一 労務職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧級料月額	新給料月額	期間
円	円	月	円	円	月
4,900	5,300	6	11,600	12,700	6
5,000	5,300		12,100	12,700	
5,100	5,400		12,600	13,300	
5,200	5,500		13,100	13,900	3
5,300	5,600		13,600	14,500	3
5,400	5,700		14,100	15,100	6
5,500	5,800		14,600	15,700	6
5,600	5,900		15,100	15,700	
5,700	6,000		15,600	16,300	
5,800	6,200		16,300	17,500	3
5,900	6,500	3	17,000	18,100	
6,050	6,800	6	17,700	18,700	
6,200	6,800		18,400	19,300	
6,400	7,100	3	19,100	19,900	
6,600	7,400	6	19,800	20,500	
6,900	7,400		20,500	21,700	6
7,200	7,800	3	21,200	22,300	
7,500	8,200	6	22,000	22,900	
7,800	8,200		22,300	24,100	
8,100	8,700	3			
8,400	9,200	6			
8,700	9,200				
9,000	9,700	3			
9,300	9,700				
9,600	10,300	3			
10,000	10,900	6			
10,400	10,900				
10,800	11,500	3			
11,200	12,100	6			

別表第二

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級の区分欄に含まれる職
一等級	免許取得後の経験年数六年以上の運転手、経験年数九年以上の守衛、交換手、技工、常農夫、業手、道路手
二等級	守衛、運転手、交換手、技工、常農夫、業手、道路手
三等級	小使、清掃夫、炊事夫、給仕

附則

- 1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。
- 2 (給料の切替及びそれに伴う措置) 職員の給料月額を、昭和三十二年四月一日において、附則別表第一の切替表により給与条例の適用を受ける者の例により切り替えるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、給料の切替に伴う取り扱いに関しては、給与条例の適用を受ける者の例による。

る。

(暫定手当)

- 4 技能労務職員の給与条例附則第二項前段の規定により支給される暫定手当の月額を、次の各号に掲げる額に、職員の在勤する支給地域の区分が四級地である場合にあっては四、三級地である場合にあっては三、二級地である場合にあっては二、一級地である場合にあっては一を乗じて得た額とする。
- 5 一 その職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあつては、その号給に対応する附則別表第二の暫定手当額表に掲げる額
- 二 前号に該当する職員以外の職員にあつては、給与条例の適用を受ける者の例による額
- 6 技能労務職員の給与条例附則第二項後段の規定により支給される暫定手当の月額は、支給地が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される前項の規定による暫定手当の月額に、五分の二を乗じて得た額とする。
- 7 前二項に規定するもののほか、暫定手当に関しては、給与条例の適用を受ける者の例による。

附則別表第二
労務職給料表暫定手当額表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号給			
	円	円	円
1	480	320	300
2	500	320	300
3	530	330	310
4	560	330	310
5	590	340	320
6	620	350	320
7	650	370	330
8	670	380	330
9	700	400	340
10	730	410	350
11	760	430	370
12	790	460	380
13	810	480	400
14	840	500	410
15	870	530	430
16	900	560	460
17	930	590	480
18	960	620	500
19	980	650	530
20	1,010	670	560
21	1,040	700	590
22	1,070	730	620
23	1,100	760	650
24	1,130	790	670
25	1,150	810	700
26	1,180	840	730
27		870	760
28		900	790
29		930	810
30		960	840
31		980	870
32		1,010	900
33			930

訓 令

鳥取県訓令第十二号

本庁内部部局
甲類附属機関
地方事務所
陸運事務所

鳥取県新市町村建設促進援助規程を次のように定める。

昭和三十三年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県新市町村建設促進援助規程

(目的)

第一条 この規程は、新市町村建設計画の実施を促進するため、新市町村について県が優先的に講じなければならない措置その他必要な事項について定めることを目的とする。

(新市町村建設の事務処理の基本)

第二条 本庁の各部、局、課の長(以下「各部課長」という。)は、新市町村の建設に係のある事務の処理に当つては、新市町村が速やかにその一体性を確立し、基礎的な地方公共団体として健全な発展を図ることができるように努めなければならない。

(新市町村建設計画と県の総合的開発計画との調整)

第三条 県の総合的な開発計画の策定及びその実施に関しては、各部課長は新市町村建設計画との調和を図り、新市町村建設の成果が総合的に挙がるように努めなければならない。

(新市町村建設計画の実施の促進等のために行う措置)

第四条 各部課長は、新市町村建設計画に掲げる次の事項にかかる財政上の措置について、事情の許す限り、新市町村のために優先的な取扱をしなければならない。

一 小学校又は中学校の校舎の新築、改築又は増築その他教育文化施設の整備

- 二 消防自動車の購入その他消防施設の整備
 - 三 病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他衛生施設の整備
 - 四 授産施設、保育所その他の厚生施設の整備
 - 五 公営住宅の整備
 - 六 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設（土木工事の用に供する重要な機械及び器具を含む。）の整備
 - 七 開田、開畑、干拓、かんがい排水施設の整備その他土地改良
 - 八 有線放送施設その他の通信施設の整備
 - 九 渡船その他の交通施設の整備
 - 十 前号に掲げるもののほか、新市町村の永久の利益となるべき事業
- 2 各部課長は、次に掲げる事務の取扱について、新市町村のために特別な配慮をしなければならない。
- 一 新市町村建設計画に掲げる水道事業、自動車運送事業、軌道事業その他公営企業にかかる許可、認可

- その他の処分
- 二 公有水面埋立事業にかかる免許、認可その他の処分
 - 三 新市町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可
 - 四 県有財産の貸付、交換、売却及び譲与並びにこれに対する私権の設定
 - 五 新市町村の基本財産の造成のため必要な分収造林契約
- 3 各部課長は、次に掲げる県の行う事業（国の機関として行う事業を含む。）の実施について、事情の許す限り、新市町村のため優先的な措置を講じなければならない。
- 一 道路の建設、河川の改修、漁港の修築その他の土木事業
 - 二 開田、開畑、干拓、かんがい排水施設の新設その他土地改良事業
 - 三 都市計画事業

4 第一項各号に掲げる事業に対し、国から市町村に交付される補助金の取扱については、同項に準じて特別な配慮をするものとする。

（各課間の調整）

第五条 各課、局長は、次に掲げる事項については、新市町村の建設促進に関する事務を掌る各課、局長との間に、その処理について必要な調整を図らなければならない。

- 一 第四条第一項の各号に掲げる事業について補助金を交付すること。
- 二 第四条第二項の各号に掲げる措置
- 三 第四条第三項の各号に掲げる事業を実施すること。
- 2 各課、局長は、新市町村建設計画の調整及びその

指定年月日 名 称

- 昭和三十三年九月十八日 尾崎 医院
- 鳥取県立中央病院上私都診療所
- 赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所
- 九月一日

実施に関して新市町村に対し助言又は勧告の必要があると認める場合においては、前項の例による。

附 則

この訓令は、昭和三十三年十月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として次のものを指定した。

昭和三十三年十月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- | | |
|-------------------|--------|
| 所 在 地 | 管轄保健所名 |
| 八頭郡八頭村大字才代二八二 | 那家保健所 |
| 那家町字麻生 | 〃 |
| 東伯郡赤碕町大字赤碕一九二〇の三三 | 倉吉保健所 |

鳥取県告示第五百三十二号
国民健康保険を行う東伯町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き東伯町国民健康保険条例の制定を昭和三十二年十月一日認可した。

昭和三十二年十月二十五日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百三十三号

理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条第一項及び第二項並びに美容師法施行令（昭和三十一年政令第二百七十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基き理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

昭和三十二年十月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和三十二年十一月十六日（土曜日）
午前八時三十分

場所 鳥取市富安 鳥取公共職業補導所

(2) 実地試験

日時 昭和三十二年十一月二十四日（日曜日）
午前八時三十分

場所 鳥取市富安 鳥取公共職業補導所

二 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条第一項又は美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第四条第二項の規定に基き厚生大臣の指定した理容師、美容師養成施設で理容師美容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第九条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後 一年以上の実地習練を経た者。

三 受験手続

受験願書（別記様式）に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ次の書類を添え昭和三十二年十一月八日（金曜日）までに、もよりの保健所に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 学校教育法第四十七条の資格を有することの証明書
- (3) 実地習練修了書又は修了証明書
- (4) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (5) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (6) 写真（出願前六ヶ月以内に撮影し裏面に住所、氏名及び生年月日を記入した名刺型上半身のもの二枚）
- (7) 健康診断書
- (8) 実地試験のみの受験者は、昭和三十一年五月施行の理容師試験及び美容師試験の実地試験通知書又はその写

四 試験方法

- (1) 試験は学科試験及び実地試験について行う。
- (2) 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
- (3) 昭和三十一年五月鳥取県が施行した昭和三十一年度第一回理容師試験及び美容師試験の学科試験のみに合格した者は、今回の学科試験に限り免除する。

五 試験場に持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書、筆記具及び上げき

(2) 実地試験

イ 理容師試験を受ける者

受験通知書、白衣、調髪、顔そりに必要な器具

（バリカン「電バリを除く」はさみ、くし、払毛、タオル、刈布、えり巻、ペーパー、かみそり、石けん、ひげそりぶらし、マスク、乳液、ポマード、チック、ベークラム、ポーター、天花粉）応急薬品

その他必要器具、材料

ロ 美容師試験を受ける者

受験通知書、白衣、コールドロッド巻（中）ピン

00680

カー、フィンガーウェアに必要な器具（コードロッド、クリップ、ピン、ゴムその他）電気パーマネット施術上必要な器具、材料、化粧品及び器具、応急薬品その他必要器具、材料

ハ 実地試験を受ける者は、実地用モデルを同伴すること。

六 実地習練は、養成施設を卒業した後、実地習練実施届を所轄保健所に提出後学科試験の前日までに一年以上の期間を終了していなければならない。

七 学科試験に合格して実地試験に不合格となつた者は、昭和三十四年十二月三十一日までに鳥取県が施行する理容師試験及び美容師試験の学科試験を免除する。

八 その他

(1) 出願者には受験通知書を試験前日までに郵送するので、配達不能にならないため受験願書に住所（だれだれ方まで記入）及び氏名を明記すること。

(2) 試験について、不明の点がある場合は、も寄りの保健所又は、鳥取県厚生労働部衛生課に照会すること。

と。

(別記様式)

理容師 試験受験願書

美容師

本籍地

住所（受験通知を受けるところを記入すること。）

(ふりがなをふする)

氏 年 月 日生 名

一 受験種別（理容師）（美容師）実地のみ受験者は、（理容師実地）（美容師実地）と朱書すること。

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたので、別紙関係書類を添えて出願します。

昭和三十二年 月 日

右 氏 名

鳥取県知事 遠藤 茂殿

00681

鳥取県告示第五百三十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年十月二十五日

登録番号	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
七六四	浅越 嘉威	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一	住所に同じ
七六五	高島 りさ	橘	境港市京町七五	" "
七六六	野沢 貞子	有限会社 のざわ旅館	米子市尾高町一六	" "

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十二年十月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日 時 十月三十一日 午後一時

二場 所 鳥取市吉方 久松閣

三 議題

- 1 岩美町農業委員会委員選挙の効力に関する訴願について
- 2 公明選挙推進協議会について